

「小山市多文化共生社会推進計画(改訂版)」概要

計画改訂の背景

令和2年3月に「小山市多文化共生社会推進計画」を策定してから5年が経過しました。この間、日本の外国人入国者数は増加し、国は外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策を強化しています。小山市においても外国人住民が増加し、また、多文化共生を含めた市制100周年を迎える2054年のあるべき姿を描いた「田園環境都市おやまビジョン」を令和7年に策定しました。これらの変化を受け、市民が国籍等に関わらずより良く暮らせる環境づくりのため、計画を改訂することとなりました。

計画の期間

令和7(2025)年度～令和13(2031)年度 7年間

計画の理念と基本方針

基本理念: たがいの文化を認め合い ともに生きていくまち おやま

基本方針1: 共に生きる「ひと」をつくる

基本方針2: 共に生きる「まち」をつくる

基本方針3: 共に生きる「しくみ」をつくる

施策の展開と重点事業

基本方針	施策の展開	施策
1. 共に生きる「ひと」をつくる 文化の違いを理解し、共に生きる心を育むため、啓発・教育・交流活動を推進します。 言葉の壁を解消し、日本語教育や外国にルーツを持つ子どもたちの教育を充実させ、多文化共生社会の基盤を整備します。	(1) コミュニケーション支援	① 相談体制の拡充 ② 「やさしい日本語」の普及 ③ 日本語教育の推進 ④ 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供 ⑤ 在留資格等に関する外国人相談の充実
	(2) 教育の充実	① 外国人児童生徒の教育の充実 ② すべての児童生徒への国際教育の推進 ③ 高等教育への進学支援
	(3) 生活環境の整備	① 安心して子育てできる環境づくり ② 国民皆保険制度の理解促進 ③ 住宅確保の支援 ④ 医療・保険サービス
2. 共に生きる「まち」をつくる 安全で安心な暮らしを実現し、誰もが利用しやすいまちを目指します。	(1) 公共交通機関の多言語整備	① コミュニティバスの多言語整備
	(2) 安全・安心なまちづくり	① 災害時の安全確保 ② 交通安全対策の充実 ③ 防犯対策の充実
3. 共に生きる「しくみ」をつくる 社会の変化に対応するため、外国人住民と協働し、行政運営や市民参画のしくみを整備します。地域活動を促進し、新しい地域づくりを支援します。	(1) 多文化共生社会の意識づくり	① 多文化共生社会の理解促進と意識醸成
	(2) 外国人と共につくる地域社会	① 外国人住民の協力を得るためのネットワークの形成と地域社会づくり ② 市民の意見を反映させる仕組みづくり ③ 外国人と共に関係する地域社会づくりの推進
	(3) グローバル化への対応	① グローバルな地域社会づくりの推進 ② 産学官の連携強化

小山市における多文化共生社会の現状と課題

■ 小山市の現状 (令和7(2025)年12月1日時点)

- 外国人住民数・・・8,965人(住民基本台帳) 総人口の約5.4%
- 国籍別・・・パキスタン国籍の方が最も多く、ベトナム、ブラジル、フィリピン、ペルーと続きます。
東南アジア諸国が31%、中南米諸国が21%を占めています。
- 在留資格別・・・永住者、定住者、技術・人文知識・国際業務と続き、定住化の傾向にあります。
- 年齢別・・・25～29歳1,364人が最も多く、20～24歳1,106人と続き、若年層が大部分を占めています。

■ 課題

- ① 言葉の壁の解消 ② 外国人の子どもたちへの学校教育の充実 ③ 生活環境の整備
- ④ 多文化理解の啓発 ⑤ 地域での市民交流の促進

■ 施策・・・・・・・・計22件

■ 事業・・・・・・・・計35件

(重点事業:計7件、基本事業:計28件)

■ 重点事業

- ① 小山市多文化共生総合支援センターの充実
- ② 「やさしい日本語」の研修実施・普及
- ③ 小山市地域日本語教育推進事業
- ④ 学力向上カリキュラム、教材の整備・充実、学校生活指導
- ⑤ 多言語での子育て相談・支援の充実
- ⑥ 防災に関する情報発信
- ⑦ 多文化への理解を深める機会の提供

■ 重点事業の選定基準

選定にあたっては、国や県、市の計画に資するもの、基本方針の実現に寄与するもの、改訂前の課題対応、社会的要請が強いもの、市民との連携が必要なものを基準としました。